

事業の目的

令和2年度「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて」に関する交流プログラムは、ジェンダーに基づく暴力根絶への貢献を目的として内閣府男女共同参画局が実施する事業で、日本を含むアジア・太平洋地域、アフリカ地域からの参加国間の交流を通し、知見・経験の共有を促進する。

事業の概要

参加者（9か国）

以下の対象国から各国行政官1人・支援団体（NGO等）（以下、「支援団体」）職員1人の計2人を参加者とする。

- ・アフリカ地域：ナミビア共和国、シエラレオネ共和国（英語圏）
ブルキナファソ、コンゴ民主共和国、マダガスカル共和国、マリ共和国（フランス語圏）
- ・アジア・太平洋地域：オーストラリア連邦、フィリピン共和国（英語圏）
- ・日本

事業内容

令和2年度は、令和3年度の交流プログラム実施に向けて、対象国の女性に対する暴力の状況を把握し、日本への招へいプログラム（交流プログラム）の準備を行う。

(1) 基礎情報調査（9か国）

インターネット上で利用可能な情報をもとにした机上調査により、事業参加国9か国（アフリカ地域から6か国、アジア・太平洋地域から3か国）のGBVに関する状況について基本的な情報を収集する。

(2) 交流プログラム策定のためのニーズ調査（アフリカ地域6か国）

アフリカの参加国6か国の政府機関と支援団体を対象として、各国のGBVの状況や法制度、施策についてアンケート調査とヒアリング調査を実施する。

(3) オンライン情報共有・意見交換会（事業参加国9か国）

英語圏と仏語圏のグループに分かれ、オンラインで交流会を実施する。

(4) 交流プログラム案の策定（令和3年度に実施予定）

令和2年度のオンライン情報共有・意見交換会参加者を、令和3年度日本に招へいする予定であり、上記の(1)～(3)の情報に基づき、交流プログラム案を策定する。

本事業の実施については、以下の6名の検討委員会による検討と指導をいただいた。

座長 田中 由美子 城西国際大学 招へい教授、JICA シニア・ジェンダー・アドバイザー

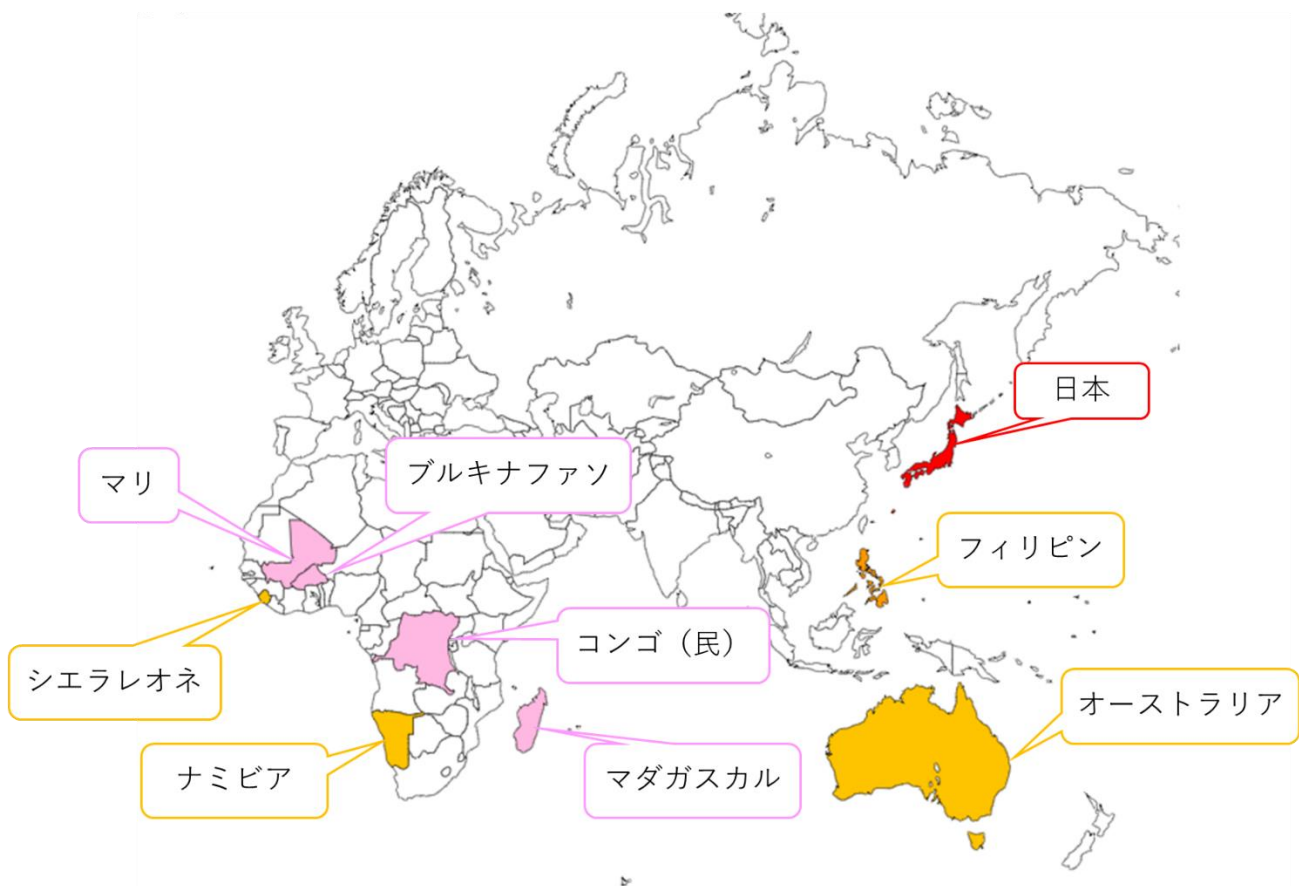
委員 小川 真吾 NPO 法人 テラ・ルネッサンス 理事長

佐藤 摩利子 国連人口基金（UNFPA）東京事務所 所長

多賀 太 関西大学 文学部教育文化専修 教授

松本 和子 NPO 法人 女性ネット Saya-Saya 代表理事

渡辺 美穂 独立行政法人 国立女性教育会館 研究員



事業参加国地図

交流プログラムの事業参加国は以下のとおりである。

英語圏（地図上オレンジ色の国）：

- ・ オーストラリア連邦 (以下、「オーストラリア」)
- ・ フィリピン共和国 (以下、「フィリピン」)
- ・ ナミビア共和国 (以下、「ナミビア」)
- ・ シエラレオネ共和国 (以下、「シエラレオネ」)

仏語圏（地図上ピンク色の国）：

- ・ ブルキナファソ (以下、「ブルキナファソ」)
- ・ コンゴ民主共和国 (以下、「コンゴ（民）」)
- ・ マダガスカル共和国 (以下、「マダガスカル」)
- ・ マリ共和国 (以下、「マリ」)

- ・ 日本

略語表

略語	英語名称	日本語名称・説明
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア・太平洋経済協力会議
CEDAW	Convention of Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
DV	Domestic Violence	ドメスティック・バイオレンス
G7	Group of Seven	フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ
G20	Group of Twenty	G7 と 13 の国と地域 (EU、ロシア、中華人民共和国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカ共和国、オーストラリア、大韓民国、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン)
GBV	Gender-Based Violence	ジェンダーに基づく暴力
HIV	Human Immunodeficiency Virus	ヒト免疫不全ウイルス
IRC	International Rescue Committee	国際支援委員会 (国際 NGO の名称)
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
MONUSCO	United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo; Mission de l'Organisation des Nations Unies pour la stabilisation en République démocratique du Congo	国連コンゴ民主共和国ミッション
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
NPO	Not-for-Profit Organization	非営利団体
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SNS	Social Networking Service	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
TICAD 7	7 th Tokyo International Conference on African Development	第 7 回東京国際アフリカ開発会議
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNECA	United Nations Economic Commission for Africa	国連アフリカ経済委員会
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNOCHA	United Nations Office for Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (国連女性機関)
WHO	World Health Organization	世界保健機関

現地通貨換算表⁴

通貨	日本円換算	米ドル換算
1 コンゴフラン	0.05 円	0.00050 ドル
1 ブルキナフラン (CFA フラン ⁵)	0.19 円	0.00184 ドル
1 マダガスカルアリアリ	0.03 円	0.00026 ドル

本報告書で使われている用語リスト

⁴ 2021 年 2 月 7 日現在のレート。Oanda (最終閲覧 2021 年 2 月 7 日)

<<https://www1.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>>

⁵ セーファーフラン。ベナン、ブルキナファソ、象牙海岸、ギニア・ビサオ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの 8 か国で使用される共通通貨。

本報告書で使われている用語リスト

用語	解説
ケースマネージメント	対象者の多様なニーズを満たすために必要な支援を特定して計画を立て、関係者と協力・協議しながら利用可能なリソースを活用し対象者を支援するプロセス ⁶ 。
国連安保理決議 1325 号	国際連合安全保障理事会決議 1325 号。女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議。2000 年に採択され、2020 年 12 月現在、89 か国が国家行動計画を策定している。
児童婚	18 歳未満での結婚、またはそれに相当する状態にあること ⁷ 。
ジェンダーに基づく暴力 (GBV)	国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 (1993 年)」では、女性に対する暴力を「公的・私的な場面でのジェンダーに基づく身体的、性的、心理的危害・苦しみを引き起こすまたは引き起こす可能性のある行為、強制や自由の剥奪」と定義している。本事業ではこの定義に基づき、ジェンダーに基づく暴力を「ジェンダー規範や不平等なジェンダー関係に基づいて振るわれた暴力」とする。特に、公的・私的な場及びオンライン上で男性加害者による女性・女児に対する身体的、心理的、経済的、性的な暴力を中心に取り上げる。
女子差別撤廃条約 (CEDAW)	女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女性に対する差別を具体的に定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定する。1979 年採択、1981 年発効。
心理社会的支援	心理面・社会面の課題が相互に関連することから、被害者と被害者の家族・コミュニティなどの社会との関係構築にも取り組む心理的支援 ⁸ 。
性と生殖に関する健康と権利	性に関する身体的、精神的、社会的な健康、すなわち人が安全で満ち足りた性生活を営み、結婚をするかしないか、子供を産むか産まないか、産むなら何人産むかを自由に決められること及びそれを享受する権利 ⁹ 。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。海外ではパートナー間暴力 (Intimate Partner Violence : IPV) と呼ばれることが多い。
ナショナル・マシーナリー	国内本部機構。ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関する政策立案・調整を行う機関。
保護命令 ¹⁰	配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命などに対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。
マプトプロトコル ¹¹	人及び人民の権利に関するアフリカ憲章に基づくアフリカにおける女性の権利に関する議定書。2003 年モザンビークのマプトで採択、2005 年発効。アフリカ連合 55 か国中 42 か国が批准している。10 か国は署名のみ。女性性器切除の禁止や中絶の権利など女性の性と生殖に関する健康 (リプロダクティブヘルス) と権利を推進する。
レファラル	被害者のニーズに応じて専門家や専門機関に照会して情報を得ること。専門家や専門機関を利用者に紹介し、被害者がサービスを受けられるようにすること。
ワンストップ・センター (ワンストップ支援センター)	GBV 被害者が医療、心理社会、司法支援を 1 か所で受けられる施設。被害者は被害の内容について何度も説明をする必要がなく二次被害を避けることができ、迅速に必要なとされる様々な支援を受けることができる。

* GBV の被害者の主体性を尊重する表記として、サバイバーあるいは被害者/サバイバーがあるが、本書では被害者の主体性を認識しつつも内閣府男女共同参画局の他の出版物に合わせ、「被害者」という表記で統一する。

⁶ イギリスケースマネージメント協会 HP の定義を基に作成 (最終閲覧 2021 年 1 月 29 日) <<https://www.cmsuk.org/case-management/what-is-case-management>>

⁷ ユニセフ HP (最終閲覧 2021 年 1 月 29 日) <https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_act04_04.html>

⁸ WHO 及び国際赤十字の定義を基に作成 (最終閲覧 2021 年 2 月 15 日)

<<https://www.who.int/hiv/topics/psychosocial/support/en/>; <https://www.ifrc.org/en/what-we-do/health/psychosocial-support/>>

⁹ UNFPA 東京事務所 HP 用語集を基に作成 (最終閲覧 2021 年 1 月 29 日) <<https://tokyo.unfpa.org/ja/glossary>>

¹⁰ 内閣府 HP (最終閲覧 2021 年 1 月 29 日) <https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/12.html>

¹¹ アフリカ連合 HP (最終閲覧 2021 年 2 月 7 日) <<https://au.int/en/newsevents/20201117/maputo-protocol-womens-rights-africa>>